

23 林政利第 123 号
平成 24 年 3 月 27 日

一般社団法人日本木質ペレット協会会長 殿

林野庁林政部木材利用課長

木質ペレット製造時の留意点について

ご承知の通り、薪については、その燃焼灰から濃度の高い放射性セシウムが検出されている状況にあります。

こうした中で、木質ペレットについても、一般家庭におけるペレットストーブで使用されている実態にあること等から、林野庁は、念のため、全国各地の木質ペレット及びペレットストーブの燃焼灰の放射性セシウム濃度についての調査を昨年来実施してきたところです。

この調査において本年 3 月までに分析した木質ペレットの放射性セシウム濃度は検出下限濃度 (1 Bq/kg) 未満～78Bq/kg、ストーブ燃焼灰の放射性セシウム濃度は 770 ～ 7,400Bq/kg であり、3 月 27 日にこれらを中間報告として公表したところです。

この中で、汚染状況重点調査地域の一部検体においては、8,000Bq/kg に近い燃焼灰が検出されています。つきましては、貴団体の木質ペレット製造業者に対して、下記の点を十分留意するよう、周知いただきますようお願いいたします。

記

平成 23 年 3 月 11 日以降に屋外で保管していた木質燃料で燻煙乾燥した木材を原料として、木質ペレットを製造しないこと。

| |
|--|
| 問い合わせ先 林野庁木材利用課木質バイオマス対策班 代表 03-3502-8111 (内線 6121) ダイヤル 03-3502-0305 |
|--|